

各 位

会 社 名 兼松株式会社
代表者 代表取締役社長 下嶋 政幸
(コード番号 8020 東証 1 部)
問合せ先 広報・I R 室長 渡部佳津子
(電話番号 03-5440-8000)

兼松日産農林株式会社の株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

兼松株式会社（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、兼松日産農林株式会社（以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

当社は、本日現在、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部に上場している対象者株式 13,308,000 株（保有割合（注）32.10%）を保有しており、対象者を持分法適用会社としておりますが、この度、平成 26 年 10 月 31 日開催の取締役会において、当社による対象者の連結子会社化を目的として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

（注）保有割合とは、対象者が平成 26 年 7 月 31 日に提出した第 117 期第 1 四半期報告書に記載された平成 26 年 6 月 30 日現在の発行済株式総数（41,492,000 株）から、対象者が平成 26 年 6 月 26 日に提出した第 116 期有価証券報告書に記載された平成 26 年 5 月 31 日現在対象者が保有する自己株式数（33,398 株）を除く株式数（41,458,602 株）に占める割合（小数点以下第三位を四捨五入。以下比率の計算において、特に別の取扱いを定めていない限り、同様に計算しております。）をいいます。以下同じです。

当社は、本公開買付けにより、保有割合 51.00%に相当する対象者株式（21,143,888 株）を保有することを企図していることから、買付予定数の上限を 7,835,888 株（保有割合にして 18.90%）として設定しております。応募株券等の総数が買付予定数の上限（7,835,888 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わず、法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。他方、買付予定数の下限は設定しておりませんので、応募株券等の総数が買付予定数の上限（7,835,888 株）以下の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

当社は、対象者株式 607,000 株（保有割合にして 1.46%）を保有する対象者の第五位株主である日本土地建物株式会社（以下「日本土地建物」といいます。）との間で、平成 26 年 10 月 31 日付で、公開買付応募契約（以下「本日本土地建物応募契約」といいます。）を締結し、日本土地建物がその保有する対象者株式の全てを、本公開買付けに応募することを合意しております。

一方、対象者によって公表された平成 26 年 10 月 31 日付「兼松株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象

者は、当社及び対象者の資本関係をより強固なものとし、グループとしての意思決定及び戦略実行の迅速化を図るとともに、対象者が営む複数事業のうち、既存の監視カメラ事業と当社の電子・デバイス部門との協業を図ることが、対象者及び当社グループのより一層の事業基盤の強化と企業価値の向上に資するものと判断したとのことです。

対象者は、以上のような対象者の企業価値の向上に関する判断、みずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）から取得した株式価値算定書及び柴田・鈴木・中田法律事務所から得た法的助言を踏まえ、本公開買付価格を含む本公開買付けに関する諸条件について、当社との間で慎重に協議し、これを検討したとのことです。その結果、①本公開買付けの成立を前提とした安定した資本関係に基礎を置きつつ、当社との間で強固な協業関係を構築することが、対象者の企業価値を高め、ひいては株主価値の向上に資するものと判断したこと、また、②本公開買付価格がみずほ証券より取得した株式価値算定書に示された評価額のレンジの範囲内に含まれ、かつ、東京証券取引所における対象者株式の市場株価に対して一定のプレミアムが付されていることからすれば、本公開買付価格は不合理なものではないと考えられることから、平成 26 年 10 月 31 日開催の対象者取締役会において、対象者の取締役 4 名全員が出席し、出席した取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議したとのことです。

なお、対象者取締役会は、上記のとおり本公開買付価格が不合理ではないと考えられるものの、本公開買付けは上場廃止を目的としたものではなく、本公開買付け後も引き続き対象者株式を東京証券取引所市場第一部において売却する機会が維持されることから、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることも、あわせて決議したとのことです。

上記対象者のかかる意思決定の過程にかかわる詳細については、後記「(5) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認」をご参照下さい。

(2) 本公開買付けの目的及び背景

当社並びに当社の子会社及び関連会社からなる兼松グループ（以下「当社グループ」といいます。）は、明治 22 年に創業者である兼松房治郎が日豪貿易の先駆けとして創業し、時代と共にさまざまな分野に事業領域を拡大してまいりました。今日では、当社グループは国内外のネットワーク、各事業分野で培ってきた、専門性、商取引、情報収集、市場開拓、事業開発・組成、リスクマネジメント、物流等の商社機能を有機的に結合し、電子・デバイス、食料、鉄鋼・素材・プラント、車両・航空を中心とした幅広い事業領域で、多種多様な商品・サービスを提供することによって、顧客との信頼関係を深め、共に事業創造を追求していく「事業創造集団」として事業を展開しております。

当社は、平成 26 年 5 月 9 日付プレスリリース「中期ビジョン「VISION-130」策定について」にて公表のとおり、現行の中期経営計画の最終年度（平成 28 年 3 月期）の定量目標を初年度（平成 26 年 3 月期）で達成し、目標数値を上方修正したこと、また重点施策の一つとしてきた復配を実現したことから、次の成長ステージとして創業 130 周年となる平成 31 年までの 5 か年を対象とした中期ビジョン「VISION-130」を策定いたしました。中期ビジョン「VISION-130」では、現行の中期経営計画の重点施策を踏襲し、「トレーディングの重視」「効率経営の推進」「お取引先との共生・発展」の基本方針の維持、投資リスク管理の高度化を始めとする「経営基盤の充実」を最重要経営課題とし、そのうえで「グローバルバリューチェーンの構築」を通じて、トレーディングの付加価値の向上・横展開・深掘りを進め、「新技術・新商品の開拓」、積極的な事業投資・M&A を融合した「新たな挑戦」に取り組む方針です。当社グループは、中期ビジョン「VISION-130」を「兼松の挑戦」と位置付け、攻めの姿勢で、当社グループが強みとしている事業領域の深化、あるいは事業創造のための新規投資等にも「チャレンジ」し、企業価値の向上を図ります。

一方、対象者は大正 5 年に久原鋳業株式会社南方部タワオ農園として発足し、昭和 9 年に日本産業株式会社の南方ゴム園（マレーシア連邦サバ州）が分離独立し、日本産業護謨株式会社として設立されました。対象者は創立以来、マレーシアでのゴム園経営に始まり、南洋材の原木輸入、木材加工等の事業変遷を経て、今日では、住宅・小規模建築物の地盤調査・地盤改良事業、木材保存処理事業（防腐・防

蟻等)、監視カメラシステムの輸入販売事業を主要事業として事業を展開しております。対象者は、昭和24年5月に、日産農林工業株式会社として東京証券取引所市場第一部に上場し、現在に至っております。

また、対象者と当社との関係について、平成元年11月に対象者は当社と資本業務提携契約を締結し、当社を引受先とする第三者割当増資を実施することにより、当社と対象者の資本関係及び提携関係が開始しました(当該時点において、当社は対象者株式5,920,000株(当時の対象者における発行済株式総数34,500,000株に対する割合17.16%)を保有)。当社は、その後、市場取引により対象者株式を取得し、平成3年10月、対象者は、当社の子会社であった兼松デュオファスト株式会社と合併し、商号を兼松日産農林株式会社に変更するとともに、この合併により当社の持分法適用会社となり(平成4年3月31日において、当社は対象者株式13,607,000株(注)を保有)、現在に至っております。

(注)対象者が平成4年6月26日に提出した第94期有価証券報告書に記載された平成4年3月31日現在の対象者の発行済株式総数41,492,000株に対する割合32.79%。

平成23年3月の東日本大震災に際しては、地盤の揺れやそれに伴う液状化により、多くの住宅が不同沈下を起こし、住宅の地盤改良の重要性が大きく注目されるようになりました。また住宅の長寿命化に伴い、建材としての木材の耐久性向上が求められており、木材防腐・防蟻処理のニーズも高まっており、対象者はこれらの分野において、安定した事業基盤を構築しております。また、平成18年10月より開始した監視カメラシステムの輸入販売事業は、メーカーと一体となり技術サービスの提供を行い、警備保障会社、セキュリティシステム構築会社、セキュリティ機器販売会社を主要顧客として、韓国サムスン製品を中心に年々販売を伸ばしており、コストパフォーマンスの高い監視カメラシステムは、様々な場所での映像監視ツールとして高い評価を受けております。

近年、日本人のセキュリティ意識の高まりとともに、監視カメラ市場は年々拡大を続けておりますが、国内市場は従来のアナログカメラから、ネットワークカメラに代表されるIPカメラへのシフトが進んでおります。アナログカメラは、既築の集合住宅、学校、公共施設向け等では依然として根強いニーズがありますが、IPカメラの低価格化、アナログとIPのハイブリッド化への取り組み強化、高画質化や映像データを使った分析ニーズの増大とともに、監視用のIPカメラ市場の規模はアナログカメラの市場規模を上回り、今後は、平成32年の東京五輪開催に向けて、公共機関等によるIPカメラの導入も視野に、拡大が見込まれております。対象者は、東京・大阪・名古屋に営業所を、熊本にショールームを有し、昨年10月には仙台に出張所を開設する等、引き続きセキュリティ需要の地方波及効果を取り込む方針ですが、一方でIPカメラへのトレンドのシフトによる、より複雑で多様化した需要の取り込みが中長期的な課題となっております。

このような状況下、平成26年6月に当社からの申し入れにより、当社は対象者との間で、両社事業の更なる拡大と両社の企業価値向上に向けた協議を開始し、その後、平成26年10月まで複数回に亘り協議を重ねました。その結果、当社及び対象者は、両社の資本関係をより強固なものとし、グループとしての意思決定及び戦略実行の迅速化を図るとともに、対象者が営む複数事業のうち、既存の監視カメラ事業と当社の電子・デバイス部門との協業を図ることが、対象者及び当社グループのより一層の事業基盤の強化と企業価値の向上に資するものと判断いたしました。今後、需要の増加と事業の多角化が見込まれる監視カメラ市場において、これまで両社が培ってきたノウハウを活かし、一体となって市場の伸長に対応することで、更なる収益基盤の拡大を目指してまいります。具体的には、両社の協業を深めることにより、①現在の当社及び対象者の各々独自の販売網を融合した両社製品のクロスセルによる販売の拡充や新規顧客の獲得、②監視カメラのみの販売からソフト・アプリケーション等のシステム提供に加えて、周辺部品販売及び設置工事をはじめとする付帯サービスの拡充等、付加価値の向上・横展開・深掘りによる販売力の強化、③日々変化する顧客ニーズに対応する為の技術革新及び商品ラインナップを充実させることによる既存顧客の定着化等、多様なシナジー効果を見込んでおり、これらの早期実現に向け、今後対象者と協議・検討を行うことを予定しております。また、かかる意義をもつ本公開買付けは、「新技術・新商品の開拓」及び積極的な事業投資・M&Aを融合した「新たな挑戦」に取り組むとの当社グループの中期ビジョン「VISION-130」の方針にも合致しております。以上を踏まえ、当社は、平成26年10月31日開催の当社取締役会において、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

(3) 本公開買付け後の経営方針

本日現在、対象者には取締役4名、監査役3名がおり、うち監査役2名は当社の従業員を兼任しておりますが、本公開買付け後の役員の変更は予定しておりません。また、対象者の経営方針等については、現状の対象者の経営を尊重しつつ、両社の連携を深め、企業価値向上に資するシナジーの早期実現に向け、今後対象者と協議・検討を行うことを予定しております。

(4) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

当社は、本公開買付けにあたり、対象者の第五位株主である日本土地建物との間で、平成26年10月31日付で本日本土地建物応募契約を締結し、日本土地建物がその保有する対象者株式の全て(607,000株(保有割合にして1.46%))を本公開買付けに応募することを合意しております。なお、本日本土地建物応募契約にかかる応募の前提条件はございません。

(5) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本日現在において、対象者は当社の子会社ではありませんが、当社が対象者株式13,308,000株(保有割合32.10%)を保有し、対象者を持分法適用会社としている状況を考慮し、当社及び対象者は、本公開買付けの公正性を担保する観点から、それぞれ以下のような措置を実施いたしました。

① 公開買付者における第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付け価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。)に対し、対象者の株式価値評価分析を依頼しました。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、市場株価分析、類似企業比較分析、DCF分析の各手法を用いて対象者の株式価値評価分析を行い、当社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券から平成26年10月30日に株式価値算定書を取得いたしました。当該算定書の概要は、後記「2. 買付け等の概要」 「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「① 算定の基礎」をご参照下さい。

② 対象者における第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるみずほ証券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼したとのことです。

みずほ証券は、複数の株式価値算定手法の中から対象者株式の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討のうえ、対象者株式が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価基準法を、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、更に将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法をそれぞれ採用して対象者の株式価値の算定を行い、対象者はみずほ証券から平成26年10月30日に株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者はみずほ証券から、本公開買付け価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。また、みずほ証券は当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのことです。

上記各手法において算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価基準法 : 141円~149円

類似会社比較法 : 136円~154円

DCF法 : 190円~208円

市場株価基準法では、平成26年10月30日を算定基準日として、対象者株式の東京証券取引所市場第一部における基準日終値141円、直近1か月間の終値単純平均値143円、直近3か月間の終値単

純平均値 149 円及び直近 6 か月間の終値単純平均値 149 円を基に、対象者株式の 1 株当たりの価値の範囲は、141 円から 149 円までと分析しているとのことです。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、その 1 株当たりの株式価値の範囲は、136 円から 154 円までと分析しているとのことです。

DCF 法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が平成 27 年 3 月期以降に創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の 1 株当たりの価値の範囲は、190 円から 208 円までと分析しているとのことです。

なお、DCF 法の算定の基礎となる事業計画については、大幅な増減益を見込んでいないとのことです。

③ 対象者におけるリーガル・アドバイザーからの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する対象者の取締役会の意思決定過程等における透明性を確保するため、当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーである柴田・鈴木・中田法律事務所を選任し、同法律事務所から、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の方法、過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けているとのことです。

なお、当社は、当社の取締役会での検討及び意思決定に際して、リーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から、法的助言を受けております。

④ 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、当社及び対象者の資本関係をより強固なものとし、グループとしての意思決定及び戦略実行の迅速化を図るとともに、対象者が営む複数事業のうち、既存の監視カメラ事業と当社の電子・デバイス部門との協業を図ることが、対象者及び当社グループのより一層の事業基盤の強化と企業価値の向上に資するものと判断したとのことです。

対象者は、以上のような対象者の企業価値の向上に関する判断、みずほ証券から取得した株式価値算定書及び柴田・鈴木・中田法律事務所から得た法的助言を踏まえ、本公開買付価格を含む本公開買付けに関する諸条件について、当社との間で慎重に協議し、これを検討したとのことです。その結果、(i) 本公開買付けの成立を前提とした安定した資本関係に基礎を置きつつ、当社との間で強固な協業関係を構築することが、対象者の企業価値を高め、ひいては株主価値の向上に資するものと判断したこと、また、(ii) 本公開買付価格がみずほ証券より取得した株式価値算定書に示された評価額のレンジの範囲内に含まれ、かつ、東京証券取引所における対象者株式の市場株価に対して一定のプレミアムが付されていることからすれば、本公開買付価格は不合理なものではないと考えられることから、平成 26 年 10 月 31 日開催の対象者取締役会において、対象者の取締役 4 名全員が出席し、出席した取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議したとのことです。

なお、対象者取締役会は、上記のとおり本公開買付価格が不合理ではないと考えられるものの、本公開買付けは上場廃止を目的としたものではなく、本公開買付け後も引き続き対象者株式を東京証券取引所市場第一部において売却する機会が維持されることから、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることも、あわせて決議したとのことです。

また、上記取締役会には対象者の監査役 3 名（いずれも社外監査役）のうち、世良治氏及び寺田恭久氏を除く 1 名が出席し、上記決議に異議はない旨の意見を述べたとのことです。対象者の監査役のうち、世良治氏及び寺田恭久氏は、当社の従業員を兼任しているため、当社と対象者との利益相反の疑いを回避する観点から、上記取締役会の審議及び決議には一切参加していないとのことです。

(6) 上場廃止となる見込み及びその事由

本日現在、対象者株式は東京証券取引所市場第一部に上場しておりますが、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図するものではなく、本公開買付けにより、保有割合 51.00%に相当する対象者株

式（21,143,888株）を保有することを企図し、買付予定数の上限を7,835,888株（保有割合にして18.90%）として設定していることから、対象者株式は、本公開買付け後も引き続き東京証券取引所市場第一部の上場が維持される予定です。

（7）本公開買付けの後、対象者の株券等をさらに取得する予定の有無、理由、内容

当社は、対象者を連結子会社化することを目的として本公開買付けを実施するため、本公開買付けによってその目的を達成した場合には、現時点で、本公開買付け後に対象者の株券等を追加で取得することは予定しておりません。

なお、当社は対象者を当社の連結子会社とすることを企図しているため、本公開買付けによって当社が対象者を当社の連結子会社とするために必要な議決権を取得するに至らない場合、本公開買付けの終了後、対象者の株式を市場取引の方法で追加的に買付ける意向です。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名 称	兼松日産農林株式会社
② 所 在 地	東京都千代田区麴町三丁目2番地
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 高崎 實
④ 事 業 内 容	ジオテック（地盤改良）事業、木材加工事業、セキュリティ機器事業、石油製品事業
⑤ 資 本 金	3,325,600,000 円
⑥ 設 立 年 月 日	昭和9年3月6日
⑦ 大株主及び持株比率 (平成26年3月31日現在)	兼松株式会社 32.07%
	株式会社みずほ銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社) 3.97%
	日本証券金融株式会社 2.00%
	ザチェースマンハッタンバンクエヌエイロンドンエスエル オムニバスアカウント 1.59%
	(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)
	日本土地建物株式会社 1.46%
	楽天証券株式会社 1.10%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 1.00%
	ユービーエスエージーシンガポール (常任代理人 シティバンク銀行株式会社) 0.84%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5) 0.77%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口3) 0.76%	
⑧ 上場会社と対象者の関係	
資 本 関 係	当社は、本日現在、対象者株式 13,308,000 株（保有割合 32.10%）を所有し、対象者を持分法適用会社としております。 また、対象者は、当社株式 1,989,050 株（当社株式保有割合：0.47%）を保有しております。
人 的 関 係	本日現在、当社の従業員2名が対象者の監査役を兼任しております。
取 引 関 係	対象者の関係者及び関係会社と当社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき重要な取引関係はありません。また、対象者と当社との間には、記載すべき重要な取引関係はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	対象者は、当社の持分法適用会社であり、関連当事者に該当します。

(注1) 持株比率は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

(注2) 当社株式保有割合とは、当社が平成26年8月8日に提出した第121期第1四半期報告書に記載された同日現在の発行済株式総数(422,501,010株)から、当社が平成26年6月24日に提出した第120期有価証券報告書に記載された平成26年5月31日現在当社が保有する自己株式数(1,090,917株)を除く株式数(421,410,093株)に占める割合をいいます。

(2) 日程等

① 日程

取締役会決議	平成26年10月31日(金曜日)
公開買付開始公告日	平成26年11月4日(火曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)
公開買付届出書提出日	平成26年11月4日(火曜日)

② 届出当初の買付け等の期間

平成26年11月4日(火曜日)から平成26年12月16日(火曜日)まで(30営業日)

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

普通株式1株につき、200円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券に対し、対象者の株式価値評価分析を依頼しました。なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、市場株価分析、類似企業比較分析、DCF分析の各手法を用いて対象者の株式価値評価分析を行い、当社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券から平成26年10月30日に株式価値算定書を取得いたしました。なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。上記各手法において分析された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価分析	143円から149円
類似企業比較分析	119円から165円
DCF分析	185円から229円

市場株価分析では、本公開買付け公表前営業日である平成26年10月30日を基準として、東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の直近1か月間の取引成立日の終値の単純平均値143円(小数点以下四捨五入。以下終値の単純平均値の計算において同様です。)、直近3か月間の取引成立日の終値の単純平均値149円、及び直近6か月間の取引成立日の終値の単純平均値149円を基に、普通株式1株当たりの価値の範囲を143円から149円までと分析しております。

類似企業比較分析では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を119円から165円までと分析しております。

DCF分析では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、事業環境等の諸要素を考慮した平成27年3月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を185円から229円までと分析しております。なお、上記DCF分析の算定の基礎となる事業計画については、大幅な増減益を見込んでおりません。

当社は、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券から取得した株式価値算定書に記載された各手法の内容・結果を参考として、本公開買付価格について検討しました。検討にあたっては三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券による株式価値評価分析の結果に加え、対象者の直近6か月間の市場株価動向、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、応募合意株主との協議の結果及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、最終的に平成26年10月31日開催の当社取締役会において、本公開買付価格を普通株式1株当たり200円と決定いたしました。

本公開買付価格である普通株式1株当たり200円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成26年10月30日の東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の終値141円に対して、41.8%のプレミアム（小数点以下第二位を四捨五入。以下、プレミアムの計算において同様です。）、過去1か月間（平成26年10月1日～平成26年10月30日）の取引成立日の終値の単純平均143円に対して、39.9%のプレミアム、過去3か月間（平成26年7月31日～平成26年10月30日）の取引成立日の終値の単純平均149円に対して、34.2%のプレミアム、過去6か月間（平成26年5月1日～平成26年10月30日）の取引成立日の終値の単純平均149円に対して、34.2%のプレミアムとなります。

② 算定の経緯

（本公開買付価格の決定に至る経緯）

平成26年6月に当社からの申し入れにより、当社は対象者との間で、両社事業の更なる拡大と両社の企業価値向上に向けた協議を開始し、その後、平成26年10月まで複数回に亘り協議を重ねました。その結果、当社及び対象者は、両社の資本関係をより強固なものとし、グループとしての意思決定及び戦略実行の迅速化を図るとともに、対象者が営む複数事業のうち、既存の監視カメラ事業と当社の電子・デバイス部門との協業を図ることが、対象者及び当社グループのより一層の事業基盤の強化と企業価値の向上に資するものと判断いたしました。今後、需要の増加と事業の多角化が見込まれる監視カメラ市場において、これまで両社が培ってきたノウハウを活かし、一体となって市場の伸長に対応することで、更なる収益基盤の拡大を目指してまいります。また、かかる意義をもつ本公開買付けは、「新技術・新商品の開拓」及び積極的な事業投資・M&Aを融合した「新たな挑戦」に取り組むとの当社グループの中期ビジョン「VISION-130」の方針にも合致しております。以上を踏まえ、当社は、平成26年10月31日開催の当社取締役会において、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

（i）算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券に対し、対象者の株式価値評価分析を依頼しました。なお、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券は、当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

（ii）当該意見の概要

三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券は、市場株価分析、類似企業比較分析、DCF 分析の各手法を用いて対象者の株式価値評価分析を行い、当社は三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券から平成26年10月30日に株式価値算定書を取得いたしました。なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。上記各手法において分析された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価分析	143円から149円
類似企業比較分析	119円から165円
DCF分析	185円から229円

(iii) 当該意見を踏まえ買付価格を決定するに至った経緯

当社は、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券から取得した株式価値算定書に記載された各手法の内容・結果を参考として、本公開買付価格について検討しました。検討にあたっては三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券による株式価値評価分析の結果に加え、対象者の直近6か月間の市場株価動向、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、応募合意株主との協議の結果及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、最終的に平成 26 年 10 月 31 日開催の当社取締役会において、本公開買付価格を普通株式 1 株当たり 200 円と決定いたしました。

③ 算定機関との関係

当社のフィナンシャル・アドバイザーである三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券は、当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

(注) 三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券は、対象者株式の株式価値の算定に際し、当社及び対象者から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、対象者の関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて対象者の財務予測に関する情報については、対象者の経営陣による現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券の算定は、平成 26 年 10 月 30 日までの上記情報を反映したものであります。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
7,835,888 株	一株	7,835,888 株

(注 1) 応募株券等の総数が買付予定数の上限（7,835,888 株）以下の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数の上限を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けを行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

(注 2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注 3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	13,308 個	(買付け等前における株券等所有割合 32.10%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	21,143 個	(買付け等後における株券等所有割合 51.00%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	41,360 個	

(注 1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（但し、特別関係者のうち法第 27 条の 2 第 1 項各号における株券等所有割合の計算において府令第 3 条第 2 項第 1 号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の

合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の平成26年7月31日提出の第117期第1四半期報告書に記載された平成26年3月31日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、上記四半期報告書に記載された平成26年6月30日現在の対象者の発行済株式総数(41,492,000株)から第116期有価証券報告書に記載された平成26年5月31日現在の対象者の保有する自己株式数(33,398株)を控除した株式数(41,458,602株)に係る議決権の数である41,458個を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 1,567,177,600円

(注) 買付代金は、買付予定数(7,835,888株)に本公開買付け価格(1株当たり200円)を乗じた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号
カブドットコム証券株式会社(復代理人)	東京都千代田区大手町一丁目3番2号

② 決済の開始日

平成26年12月24日(水曜日)

③ 決済の方法及び場所

公開買付け期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。なお、復代理人による交付はログイン後画面を通じ電磁的方法により行います。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付け代理人又は復代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

④ 株券等の返還方法

後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、決済の開始日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の上限(7,835,888株)以下の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

応募株券等の総数が買付予定数の上限(7,835,888株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けを行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単元(1,000株)未満の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数

を上限とします。)

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元（追加して1単元の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数）の応募株券等の買付けを行います。但し、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等の全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付けを行う株主を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元（あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数）減少させるものとします。但し、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主を決定します。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至リ及びワ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実」に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。公開買付代理人において契約の解除をされる場合は、公開買付期間末日の16時00分までに、応募の受付を行った公開買付代理人の本店又は全国各支店に「公開買付応募申込受付票」及び本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付して下さい。契約の解除は、解除書面が以下に指定する者に交付され、又は到達したときに効力を生じます。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時00分までに以下に指定する者に到達することを条件とします。復代理人であるカブドットコム証券株式会社を通じて応募された契約の解除をする場合は、同社のホームページ（<http://kabu.com/>）の「株式公開買付（TOB）」（<http://kabu.com/item/tob/>）に記載する方法によりログイン後画面を通じ公開買付期間末日の16時00分までに解除手続を行って下さい。

解除書面を受領する権限を有する者

三菱UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号
(その他三菱UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社全国各支店)

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

この場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

公開買付者が訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（法第27条の8第11項但書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において又は米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商又は国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人又は復代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者

の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者でないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成 26 年 11 月 4 日（火曜日）

(11) 公開買付代理人

三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目 5 番 2 号

なお、公開買付代理人は、その事務の一部を再委託するために以下の復代理人を選定しています。

カブドットコム証券株式会社（復代理人） 東京都千代田区大手町一丁目 3 番 2 号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 本公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針等については、前記「1. 買付け等の目的等」の「(3) 本公開買付け後の経営方針」をご参照下さい。

(2) 今後の見通し

本公開買付けによる今期業績予想への影響は現在精査中であり、今後、業績予想修正の必要性及び公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者は、当社及び対象者の資本関係をより強固なものとし、グループとしての意思決定及び戦略実行の迅速化を図るとともに、対象者が営む複数事業のうち、既存の監視カメラ事業と当社の電子・デバイス部門との協業を図ることが、対象者及び当社グループのより一層の事業基盤の強化と企業価値の向上に資するものと判断したとのことです。

対象者は、以上のような対象者の企業価値の向上に関する判断、みずほ証券から取得した株式価値算定書及び柴田・鈴木・中田法律事務所から得た法的助言を踏まえ、本公開買付価格を含む本公開買付けに関する諸条件について、当社との間で慎重に協議し、これを検討したとのことです。その結果、①本公開買付けの成立を前提とした安定した資本関係に基礎を置きつつ、当社との間で強固な協業関係を構築することが、対象者の企業価値を高め、ひいては株主価値の向上に資するものと判断したこと、また、②本公開買付価格がみずほ証券より取得した株式価値算定書に示された評価額のレンジの範囲内に含まれ、かつ、東京証券取引所における対象者株式の市場株価に対して一定のプレミアムが付されていることからすれば、本公開買付価格は不合理なものではないと考えられることから、平成 26 年 10 月 31 日開催の対象者取締役会において、対象者の取締役 4 名全員が出席し、出席した取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議したとのことです。

なお、対象者取締役会は、上記のとおり本公開買付価格が不合理ではないと考えられるものの、本公開買付けは上場廃止を目的としたものではなく、本公開買付け後も引き続き対象者株式を東京証券取引所市場第一部において売却する機会が維持されることから、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることも、あわせて決議したとのことです。

また、上記取締役会には対象者の監査役 3 名（いずれも社外監査役）のうち、世良治氏及び寺田恭久氏を除く 1 名が出席し、上記決議に異議はない旨の意見を述べたとのことです。対象者の監査役のうち、世良治氏及び寺田恭久氏は、当社の従業員を兼任しているため、当社と対象者との利益相反の疑いを回避する観点から、上記取締役会の審議及び決議には一切参加していないとのことです。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

① 平成27年3月期第2四半期決算短信(連結)の公表

対象者は、平成26年10月31日付で「平成27年3月期第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」を公表しております。

詳細につきましては、対象者の当該公表の内容をご参照下さい。

以 上

(参考) 当期連結業績予想(平成26年5月9日公表分)及び前期連結実績

(単位:百万円)

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	連結当期純利益
当期業績予想 (平成27年3月期)	1,150,000	22,000	20,500	11,000
前期実績 (平成26年3月期)	1,114,539	19,776	20,160	11,799

※ 本書面に含まれる情報を閲覧された方は、法第 167 条第 3 項及び令第 30 条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、本書面の発表から 12 時間を経過するまでは、兼松日産農林株式会社の株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意下さい。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、予めご了承下さい。

※ このプレスリリースは、公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず当社が作成する公開買付説明書をご覧頂いた上で、株主ご自身の判断で申込みを行って下さい。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が当該公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において又は米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商又は国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係るプレスリリース又はその他の関連書類はいずれも、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。米国の居住者に対しては、また、米国内においては、有価証券又はその他同等物の買受けの勧誘は行っておらず、米国の居住者が、また、米国内から、当社に対してこれらを送ってきたとしてもお受けしません。国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守して下さい。本公開買付けの実施が違法となる国又は地域においては、仮にこのプレスリリースが受領されても、本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。